

## 鴻巣市議会委員会条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会委員会条例（平成17年鴻巣市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号に次のように加える。

イ 上下水道部の所管に関する事項

第2条第2項第4号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 危機管理課の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。